

青森県報

第三百四十七号

令和三年
八月十六日
(月曜日)

規則

青森県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月十六日

青森県知事 三村 申 吾

青森県規則第三十八号

青森県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月青森県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

「名 称（氏名）[㊦]
代表者名[㊧]」
を

「氏 名（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）[㊦]
に改め、同様式の注中「本申込書」を「この申

込書」に改め、「（この計画書の用紙は、知事に請求すること。）」を削り、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同様式の備考とする。

第二号様式中

「名 称（氏名）[㊦]
代表者名[㊧]」
を

「氏 名（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）[㊦]
に改め、同様式の注中「本申込書」を「この申

込書」に改め、同注の1中「（この計画書の用紙は、知事に請求すること。）」を削る。

第四号様式中

「名 称（氏名）[㊦]
代表者名[㊧]」
を

目次

規則

告示

○青森県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（商工政策課）…一

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…（健康福祉政策課）…二

○生活保護法による医療機関の指定…（同）…三

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定…（同）…三

○障害福祉サービス事業者の指定…（障害福祉課）…三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出…（同）…三

公告

○農地を利用する権利の設定の裁定…（構造政策課）…四

人事委員会

○人事委員会告示十八第一号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報）の一部改正…（職員課）…四

○令和三年度障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告…（同）…四

「氏 名（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）」
が、「やゑら」 「行いました」や「行つた」
が、「やゑら」 「行いました」や「報告いたしま
すから支払関係の検査をお願いいたしま
す」や「報告します」
のこを同様式の體やふやふ。

第五号様式中

「名 称（氏名）
代表者名

「氏 名（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）」
に「完了したので検査をお願いします」

や「完了したので、青森県中小企業高度化資金貸付規則第12条第2項の規定により
届け出ます」
のこを同様式の體やふやふ。

第六号様式中

「名 称（氏名）
代表者名

「氏 名（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）」
に「であります」や「です」に改め、同様式

の備考の1を削り、同備考の2を同様式の備考とする。

第七号様式の（ヤの1）中

「名 称（氏名）
代表者名

「氏 名（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）」
に「次の」や「下記の」
を

「した」
を「お届けいたします」
の備考の1を削り、同備考の2を同（ヤの1）の備考とし、同様式の（ヤの2）中

「名 称（氏名）
代表者名

「氏 名（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）」
に「お届けします」や「届け出ます」
のこを同様式の體やふやふ。

同（ヤの2）の備考の1を削り、同備考の2を同（ヤの2）の備考とする。
第八号様式の（ヤの1）中

「名 称（氏名）
代表者名

「氏 名（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）」
に「次の」や「下記の」
を

「より承認して
ください」
を「よる承認を申請します」
のこを同様式の體やふやふ。

「名 称（氏名）
代表者名

「氏 名（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）」
に「のうち、下記の施設を次の理由により、

このたび担保に提供する必要が生じた」
を「を下記のとおり担保に供する必要が
生じた」
のこを同様式の體やふやふ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指
定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に
より告示する。

令和三年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	所	在	地	年 月 日 止
---	---	---	---	---	---------

変更前	浦町調剤薬局	青森市勝田一丁目二五の六	〃
変更後	なの花薬局浦町店		
変更前	五戸東薬局	三戸郡五戸町鍛冶屋窪上ミ三 四の一	〃
変更後	なの花薬局五戸東店		

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和三年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字西中野十八の三	畑	一、七七二

二 利用権の内容

賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
--------	------

令和三年九月一日

二年

四 借賃に相当する補償金の額

三万五千四百円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに青森地方法務局弘前支局に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

昭和五十六年六月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

人事委員会

人事委員会告示三五号

平成十八年五月十七日人事委員会告示十八第一号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

令和三年八月十六日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

表中「身体」を削る。

令和3年度障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

令和3年度障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

令和3年8月16日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

1 試験の種類及び程度

(1) 種類 障害者を対象とした青森県職員採用選考試験

(2) 程度 高校卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容
 受験者は、「一般・教育事務」及び「警察事務」の2職種について、第2志望まで選択することができる。

試験職種	採用予定人員	職 務 の 内 容
一般・教育事務	6人程度	①知事部局の本庁若しくは出先機関又は②県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において一般事務に従事する。
警察事務	1人程度	警察本部又は警察署において一般事務に従事する。

注 市町村立の小・中学校に配属になったときは、当該市町村の職員の身分で勤務することになる。

3 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

① 昭和57年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

② 次に掲げる手帳等(受験申込日及び受験日当日において有効であるもの)の交付を受けている者

ア 身体障害者手帳又は身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者の雇用促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨が記載された診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

③ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

① 日本の国籍を有しない者

② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日、試験会場及び合格発表

試験	試験日	試験会場	合格発表		発表方法
			発表日	発表日	
第1次試験	10月17日(日)	青森県総合社会教育センター	10月25日(月)	(予定)	受験者全員に合格を書面で通知するほか、合格者の受験番号を青森県庁及び県内各地域民局の掲示板に掲示する。また、青森県職員採用案内のホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 (https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyouhtml)
第2次試験	11月7日(日) (予定)		11月19日(金)	(予定)	

注 災害等により緊急のお知らせがある場合は、青森県職員採用案内のホームページ「緊急情報」ページへ掲載する。
 (<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/shikentoujitsuhhtml>)

5 試験の種目及び内容

試験種目	内 容
第1次試験 教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。(40題、2時間) (出題分野：社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)
適性検査	公務員としての適性について、質問紙法による検査を行う。
第2次試験 作文試験	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容(論理性・思考力)、表現・国語力等を評価)
面接試験	人物について、個別面接により試験を行う。 (積極性、協調性、堅実性、表現・態度等を評価)

注1 点字による受験の場合は、試験時間が一部異なる。

2 第1次試験の適性検査の結果は、第1次試験合格者のみ使用する。

6 配点

第1次試験	第 2 次 試 験		合 計
	作文試験	面接試験	
100	40	150	190
			290

7 合格者の決定方法

(1) 第1次試験

合格者は、教養試験の得点が高い順に決定する。ただし、得点が合格基準に達しない場合には、原則として不合格となる。

また、受験者の成績順、志望順により職種ごとに合格者を決定するので、成績及び志望状況によっては、第2志望の職種に合格することがある。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験で合格した職種ごとに実施する。

最終合格者は、第2次試験の各試験種目の合格基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験の手続及び受付期間

(1) 試験案内(受験申込書)の入手方法

配布場所で入手する場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各 地域県民局地域連携部(県内各合同庁舎正面受付)、県内各地域県 民局地域健康福祉部、青森県東京事務所及び本県の各県外情報セン ターで配布する。
郵送で請求する場合	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書し、140円切手を 貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封の上、当人事委 員会事務局に請求する。
ダウンロードする場合	青森県職員採用案内のホームページからダウンロードする。

(2) 受験申込方法及び受付期間

① 郵送又は持参により申し込み込む場合

受験申込方法	郵送する場合	封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書し、受験申込書・調査票と受験票を封入し、簡易書留で当人事委員会事務局に郵送すること。
	直接持参する場合	受験申込書・調査票と受験票を、当人事委員会事務局に提出すること。
受付期間	8月23日(月)から9月17日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日 は受け付けない。 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 郵送の場合は、9月17日(金)までの消印のあるもの限り受け 付ける。	

受験票の交付	受験票は、10月1日(金)に発送する。10月5日(火)までに返送されない場合は、速やかに当人事務委員会事務局まで連絡すること。
--------	---

② インターネットにより申し込む場合

受験申込方法	青森県職員採用案内のホームページを経由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。具体的な手続方法については、青森県職員採用案内のホームページで確認すること。
受付期間	8月16日(月)午前8時30分から9月15日(水)午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。
受験票等の交付	9月27日(月)に青森県職員採用案内のホームページに「受験番号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載するので、第1次試験前日までに必ず確認し、所定の方法により「受験票」及び「写真票」を作成すること。

注 ①、②いずれの場合も、申込受付期間終了後の試験職種及び志望順位の変更は認めない。

9 採用予定日

採用予定日は、令和4年4月1日である。

なお、採用時において「3 受験資格」(1)②に該当していることが確認できない場合、最終合格者であっても採用されない。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類を持参の上、当人事務委員会事務局へ直接請求すること。ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

開示請求者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、順位及び合格基準未達の試験種目	第1次試験合格発表の日から1月間	青森県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点及び合格基準未達の試験種目並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から1月間	
〔受験者本人が請求する場合に必要な書類〕 受験票又は本人であることを証明する書類(障害者手帳、運転免許証、学生証、旅券等) 〔受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類〕 受験者本人の受験票、受験者の法定代理人に係る本人であることを証明する書類(法定代理人自身の運転免許証、旅券等)及び受験者の法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本又は戸籍抄本等)			

注 1 希望者には、郵送により試験結果を通知するので、希望する場合は、第1次試験日当日に、84円切手を貼ったあて先明記の通知用封筒(長形3号)を持参すること。

注 2 第2次試験において合格基準未達の試験種目がある場合、最終順位はつかない。

11 初任給その他の給与

初任給は、令和3年4月採用の高校新卒者の場合で146,100円程度、大学新卒者の場合で165,900円程度である。

なお、卒業後に職歴がある場合は、一定の基準で算出された額が加算される。また、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円